

# 鹿児島市プレミアムポイント事業参加店舗規約

## 第1条(総則)

本規約は、鹿児島市プレミアムポイント事業の参加店舗(以下「参加店舗」という)が、その店舗、施設等において、鹿児島市プレミアムポイント事業による物・サービスの提供等(以下「物・サービス提供」という)を行うこと等について必要な事項を定めるものです。

## 第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- 1) 「参加店舗」経営者が本規約を承諾のうえ所定の申請フォームにて鹿児島市プレミアムポイント事務局(以下「事務局」といいます。)に申請し、事務局が承認したものをいいます。
- 2) 「飲食店応援ポイント」参加店舗にて使用できるポイントをいいます。
- 3) 「利用者」参加店舗で鹿児島市プレミアムポイントを使用する者をいいます。
- 4) 「鹿児島市プレミアムポイント取引」利用者が参加店舗より物・サービス提供を受けた場合に、その代金の一部を鹿児島市プレミアム事業のポイントで取引することをいいます。
- 5) 「鹿児島市プレミアムポイント取引精算」参加店舗とキャッシュレス事業者との間で、鹿児島市プレミアムポイント取引に対する精算を行うことをいいます。

## 第3条(参加店舗の要件)

1.参加店舗の要件は、提供する物・サービスに応じて、次の全てを満たしていることです。

- 1) 鹿児島銀行キャッシュレスアプリ「Payどん」による決済が可能な店舗  
※ただし、次のいずれかに該当する事業所は除きます。  
・役員等が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者もしくは暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう)と密接な関係を有すると認められる店舗(事業者)  
・性風俗営業店舗(事業者)
- 2) 鹿児島市内の飲食店(鹿児島市「食品営業許可全施設一覧」に「飲食店営業」又は「喫茶店営業」で登録されている事業者が対象)
- 3) 新型コロナウイルス感染症予防対策を一定の基準で実施している店舗
  - ① 県の感染防止実施宣言ステッカーの掲出
  - ② 飲食店第三者認証を受けている①・②いずれかの感染防止対策を行っている店舗が対象となります。

2.百貨店、スーパー、商店、コンビニエンスストア等、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所(以下「百貨店等」という。)は利用店舗にはなりません。ただし、百貨店等のうち、対象とする物・サービスの販売での会計(レジ)が他から独立しているものは、入居テナント・直営を問わず、対象店舗とします。

3.宿泊施設の飲食部門などの場合でも、会計(レジ)が他から独立しているものは対象店舗とします。

4.テイクアウト、デリバリー専門店も第3条1項を満たしていれば対象です。

5.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う店舗、及び公序良俗に反すると認められる店舗は「対象外」とします。

#### 第4条(参加店舗承認手続等)

1.参加店舗として承認を受けようとする店舗の経営者は、本規約を確認し同意したのち、あらかじめ所定の申請フォームより申請し、事務局の承認を得るものとします。

2.事務局は申請を承認した場合、参加店舗証(以下「ステッカー」といいます。)を付与します。なお、参加店舗の追加、脱退についても同様に事務局の承認を得るものとします。

3.参加店舗は、ステッカーを利用者が良く見える場所に掲示するものとします。

4.参加店舗は、事務局から鹿児島市プレミアムポイントの取扱いに関する調査協力依頼があった場合には協力するものとします。

5.参加店舗は、事務局が鹿児島市プレミアムポイントの利用促進のために、参加店舗の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に参加店舗の名称および所在地等を掲載することをあらかじめ異議なく認めるものとします。

6.参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイントのステッカー等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならず、また、これを第三者に使用させてはならないものとします。

7.参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイントの事業終了後、直ちに参加店舗の負担において、ステッカーを取り外し、事務局が支給した備品を速やかに破棄するものとします。

#### 第5条(届出事項の変更)

1.参加店舗は、事務局に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、その参加店舗登録申請に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により事務局へ届け出て、承認を得るものとします。

2.前項の届出がないために、事務局からの通知または送付書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに参加店舗に到着したものとみなすものとします。

#### 第6条(地位の譲渡等)

1.参加店舗は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2.参加店舗は、参加店舗としての債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

## 第7条(業務の委託)

- 1.参加店舗は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
- 2.前項にかかわらず、事務局が事前に承諾した場合には、参加店舗は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
- 3.前項により事務局が業務委託を承諾した場合においても、参加店舗は本規約に定める全ての義務および責任を免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下「業務代行者」といいます。)が委託業務に関連して事務局に損害を与えた場合、参加店舗は業務代行者と連帯して事務局の損害を賠償するものとします。
- 4.参加店舗は、業務代行者を変更する場合には、事前に事務局の承諾を得るものとします。

## 第8条(参加店舗の義務、差別的取扱いの禁止等)

- 1.参加店舗は、本規約および事務局が別途提供する取扱マニュアルに基づき対象の物・サービス提供を行うものとします。
- 2.参加店舗は、有効な鹿児島市プレミアムポイントを提示した利用者に対し、取扱いを拒絶したり、取扱いの金額に本規約に定めること以外の制限を設ける等、利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3.参加店舗は、利用者から鹿児島市プレミアムポイントの取扱いに関し、苦情、相談を受けた場合、参加店舗と利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、参加店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- 4.参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイント取引を行う場合には、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
- 5.参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイント取引における売上額日計および振込金額を必ず確認するものとします。
- 6.参加店舗は、利用者に対し新型コロナウイルス感染症対策としてご飲食時以外のマスク着用を周知するものとします。
- 7.参加店舗は、事務局の指示を遵守するものとします。

## 第9条(利用取消し)

- 1.参加店舗が次の事項に該当する場合、事務局は参加店舗に対し催告することなく直ちに第4条第1項の規定による承認の全部または一部を解除できるものとし、その場合に生じた損害は参加店舗が賠償するものとします。
  - 1) 参加店舗または参加店舗の従業員および参加店舗の業務を行う者が本規約に違反したときおよびマニュアルを遵守しなかったとき
  - 2) 参加店舗登録申込の内容に虚偽があったとき

- 3) 利用請求の内容に虚偽があったとき
- 4) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- 5) 参加店舗の営業または業態が公序良俗に違反すると事務局が判断したとき
- 6) 参加店舗が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断したとき
- 7) 参加店舗として不適当と事務局が判断したとき
- 8) 第3条に規定する参加店舗の要件に合致しないと事務局が判断したとき

2.参加店舗は、前項の規定により参加店舗登録の取消しを受けた場合には、直ちに参加店舗の負担において、ステッカーを取り外し、事務局が支給した備品を速やかに破棄するものとします。

3.参加店舗が第1項各号のいずれかに該当する場合、事務局は承認を解除するか否かにかかわらず、鹿児島市プレミアムポイント事業取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第10条(反社会勢力との取引拒絶)

1.参加店舗は、当該店舗の運営会社及び同社の関係会社(親会社・子会社等)又は個人事業者、並びに運営会社及び同社の関係会社の役員、並びに運営会社及び同社の関係会社、又は個人事業者の従業員が、次の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- 1) 暴力団(その団体の構成員<その団体の構成団体の構成員を含む>が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
- 2) 暴力団員(暴力団の構成員)
- 3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
- 4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
- 5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- 6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- 7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)

2.事務局は参加店舗が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく鹿児島市プレミアムポイント事業の取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイント取引を行うことができないものとします。

#### 第11条(規約の変更)

事務局は参加店舗の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本規約の利用条件は変更後の規約によるものとします。

#### 第12条(合意管轄裁判所)

参加店舗は、鹿児島市プレミアムポイントに関して事務局との間に紛争が生じた場合、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第13条(準拠法)

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

#### 第14条(お問い合わせ窓口)

鹿児島市プレミアムポイントに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください  
鹿児島市プレミアムポイント事務局(コールセンター)099-208-1231(受付時間 平日9:00~17:00)

最終更新日:2021年9月22日